



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課(室)名
・令和4年度技能検定試験(随時2級、随時3級及び基礎級)の実施	雇用労働政策課

公 告

令和4年度技能検定試験(随時2級、随時3級及び基礎級)の実施(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和4年度技能検定試験(随時2級、随時3級及び基礎級)の実施について次のとおり公示する。

令和4年3月1日

長崎県知事 中村 法道

1 実施職種

(1) 随時2級

鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製作業)、建築大工(大工工事作業)、左官(左官作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 随時3級

機械加工(普通旋盤作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、印刷(オフセット印刷)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(3) 基礎級

機械加工(普通旋盤作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金施工)、工場板金(機械板金作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・

ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

イ 実施期日

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

随時

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所